

旭川市社会福祉審議会会議内容報告書

〔令和5年度 第1回 障害者福祉専門分科会〕

開催日時 令和5年6月27日（火）
午後6時30分～午後7時15分
開催場所 旭川市7条通10丁目
旭川市第二庁舎3階 問診指導室

会議の名称	令和5年度第1回 障害者福祉専門分科会	
出席者 委員（13名）	小川博分科会長，赤羽弘充委員，上田信二委員，内村満委員，小原直人委員，小林広学委員，高橋聡委員，高宮央委員，飛島幸枝委員，尾藤みほ委員，松山伸委員，森田琢博委員，山賀慎一委員	
事務局 【障害福祉課】（5名）	高越福祉保険部次長，木村障害福祉課主幹，遠藤障害事業係長，横浜障害福祉係主査，加藤障害事業係員	
オブザーバー 【水道局上下水道部料金課（以下「料金課」という。）】（3名）	稲場料金課長，村上料金課長補佐，酒井料金管理係員	
傍聴者数等	0名（会議は全体を通して公開）	
議事の内容 議事1	福祉タクシー利用料金等助成事業について	
審議内容及び 主な意見等 （開会）		（事務局から委員及び事務局職員の紹介）
（議事1）	分科会長	議案第1号「福祉タクシー利用料金等助成事業について」事務局から説明をお願いする。
	事務局	〔議案第1号資料に基づき説明〕
	料金課	〔関連事項として水道料金・下水道使用料の減免制度の見直しについて，資料に基づき説明〕
	分科会長	質問・意見があれば，発言をお願いする。
	A委員	本分科会の前に，本件事業に係る内容について，市議会が3時間も空転となったことについて説明を求める。
	事務局	一般質問で福祉タクシーの拡充について質問があり，市として意思決定が終わっていない事項であるものの，福祉保険部長が水道料金・下水道使用料の減免制度見直しに係る代替措置として，当該見直しに伴い生じる余剰財源の活用を視野に入れるという答弁を行った。これに対し，質問を行った議員以外から，決定していない事項である余剰財源の活用に関する答弁について，答弁の撤回を求められ，調整のため3時間進行が止まったものである。

		答弁の修正として、福祉保険部長から、本事業の拡充に伴う財源については、今後、様々な財源の活用を視野に入れて検討を進める旨の答弁を行ったところである。
A委員		見直しに伴う余剰財源については取り合いになると思うがどう考えているか。
事務局		修正後の答弁においては、市全体の財源を調整して事業化を検討することとしている。今説明したのは、減免制度の見直しに伴い不要となる一般会計から企業会計への繰出金を福祉タクシー利用料金等助成事業の財源として付加した場合の内容である。予算編成作業によりどうなるか当課では明言できないものであるが、市全体の予算を見ながら要求を行っていく。
分科会長		他に意見はあるか。
B委員		減免制度の見直しと福祉タクシー利用料金等助成事業の対象者拡充を関連付けることに疑念がある。自動車燃料給付券を利用する者にとっては、減免制度見直し後において、助成額が減っているため、代替措置となっていない。
事務局		減免制度の見直しについては、一般会計からの繰出金が減ることに伴う財源の活用という点で関連するものである。
分科会長		今の事務局からの説明は、予算的な部分での一案として示されたものであると考える。他に意見はあるか。
C委員		視覚障がい者が移動手段に係る支援を一番必要としており、他の障がいよりも支援を手厚くする必要がある。例えばペースメーカーを入れている者は本事業の交付対象となるが、運動しない限りは健康体である者もいるので、一概に総合等級での判断が適切であると言いきくのではないか。加えて、以前水道料金は基本料金制であったと認識しているが、現在ほどのような仕組みであるかも説明いただきたい。
料金課		料金制度は昨年度改定しており、従前は1か月当たり8立方メートルまでの使用を定額とする基本水量制を採用していたが、現在は使用水量に応じた従量料金制となっている。
事務局		視覚障がい者に対する支援については、検討させていただく。ペースメーカーの件については、平成26年度から、一定期間経過後に状況を確認し、障害等級を見直すこととなっており、これに伴い日常生活において支障なく活動できる者については等級が下がり、本事業の対象外となる事例も出てくるものと予想されるので、適切に対象を選定できるものと認識している。
分科会長		共通券が廃止となるが、交付に当たっては自己申告による選択制となるのか。
事務局		自己申告による選択制となる。
分科会長		普段自家用車を利用している者が、福祉タクシー乗車券を使用している等のトラブルが発生することを懸念しており、この点を解決するために、確認項目を設けたら良いと考える。
事務局		検討させていただく。
分科会長		他に質問・意見はあるか。

	C委員	介護保険制度におけるタクシーの制度があるが、福祉タクシーと併用できるのか。
	事務局	福祉タクシーについては、旭川市と協定を結んだ企業のタクシーを利用した場合に、活用できるものとしている。福祉タクシーは外出機会の拡大を目的としているため、介護保険制度とは関係なく、通常のタクシー利用料について助成させていただく。
	D委員	介護タクシーの制度については、乗降援助としての給付はあるが、タクシーの利用料金についての給付はないように思う。
	C委員	介護分野でもタクシーの利用料金助成があり、当該助成と本件事業を併用している者がいるのではないかと思う。重複して支援する必要があるか検討を要する。
	事務局	関係課に確認し次回までに回答する。
	分科会長	他に質問・意見はあるか。
	D委員	人工透析患者などは、自己負担によりタクシーで医療機関に通院している者もあり、週3回ほど通院が必要なことから、タクシー利用の負担が大きい。命に関わる面について考慮しながら、制度設計いただきたい。また、総合等級による基準設定により対象がわかりやすくなったと思う。
	分科会長	他に質問・意見はあるか。
	E委員	以前の会議において、病院等は本事業の対象外である一方、グループホームや有料老人ホームは対象となることについて、委員から意見が出て、検討するとのことだったが、どうなっているのか。
	事務局	自宅という扱いになっているグループホーム等については、対象となる認識でいる。
	分科会長	他に質問・意見はあるか。なければ、事務局案のとおりとするが、制度構築に当たっては、視覚障がい者への支援、透析患者へ支援等について、検討を継続することとする。
(その他)	分科会長	続いて、「その他」委員から発言はあるか。なければ事務局から発言はあるか。
	事務局	次回の分科会においては、「第7期旭川市障がい福祉計画・第3期旭川市障がい児福祉計画の策定について」の審議を令和5年8月に予定している。
	分科会長	その他、事務局から発言はあるか。
	事務局	議事録の確認を事務局案としてC委員にお願いしたい。
	分科会長	それではC委員に議事録の確認をお願いする。
(閉会)		以上で、令和5年度 第1回 障害者福祉専門分科会を閉会する。